

港区職員の給与に関する条例及び港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、職員及び会計年度任用職員の給与の改定等をするものです。

【条例改正の背景】

特別区人事委員会は、公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差14,860円(3.80%)を解消するため、月例給を引き上げる給料表の改定をすることが適当であると判断し、令和7年10月14日に勧告しました。

職員団体等との交渉が妥結したため、職員及び会計年度任用職員の給与を改定します。

【条例改正の内容】

①職員及び会計年度任用職員の給料月額を上げます。

【行政職給料表（一）における改定後の給料月額差額（例）】

モデルケース	級・号給	改定後給料月額差額
係員（22歳）	1級29号給	12,000円（5.5%）増
主任（40歳）	2級66号給	11,500円（3.6%）増
係長（46歳）	3級75号給	12,500円（3.3%）増
課長補佐（50歳）	4級86号給	14,000円（3.4%）増
課長（49歳）	5級75号給	14,500円（3.3%）増
部長（57歳）	6級50号給	16,900円（3.4%）増

※係員については初任給の級及び号給、主任から部長までについては各級における平均年齢及び平均号給を記載しています。

②医師及び歯科医師に係る初任給調整手当の上限額を上げます。

・31万5,200円 → 32万6,900円

③給料表の適用がないパートタイム会計年度任用職員の報酬の上限額を上げます。

④令和7年12月支給分の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げます。

	期末手当		勤勉手当	
	12月分	年間	12月分	年間
管 理 職 員	1.10月 (0.025)	2.175月 (0.025)	1.375月 (0.025)	2.725月 (0.025)
管理職員以外の職員	1.275月 (0.025)	2.525月 (0.025)	1.20月 (0.025)	2.375月 (0.025)
定年前三任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管 理 職 員)	0.6375月 (0.025)	1.25月 (0.025)	0.6875月 (0.025)	1.35月 (0.025)
定年前三任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.725月 (0.025)	1.425月 (0.025)	0.60月 (0.025)	1.175月 (0.025)
会計年度任用職員	1.275月 (0.025)	2.525月 (0.025)	1.20月 (0.025)	2.375月 (0.025)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

⑤令和8年度以降の期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり引き上げます。

【期末手当】	6月分	12月分	年間
管 理 職 員	1.0875月 (0.0125)	1.0875月 (0.0125)	2.175月 (0.025)
管理職員以外の職員	1.2625月 (0.0125)	1.2625月 (0.0125)	2.525月 (0.025)
定年前三任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管 理 職 員)	0.625月 (0.0125)	0.625月 (0.0125)	1.25月 (0.025)
定年前三任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.7125月 (0.0125)	0.7125月 (0.0125)	1.425月 (0.025)
会計年度任用職員	1.2625月 (0.0125)	1.2625月 (0.0125)	2.525月 (0.025)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

⑥令和 8 年度以降の勤勉手当の各支給月における支給月数を次のとおり引き上げます。

【勤勉手当】	6 月分	1 2 月分	年 間
管 理 職 員	1.3625月 (0.0125)	1.3625月 (0.0125)	2.725月 (0.025)
管理職員以外の職員	1.1875月 (0.0125)	1.1875月 (0.0125)	2.375月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫 定 再 任 用 職 員 (管 理 職 員)	0.675月 (0.0125)	0.675月 (0.0125)	1.35月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫 定 再 任 用 職 員 (管理職員以外の職員)	0.5875月 (0.0125)	0.5875月 (0.0125)	1.175月 (0.025)
会計年度任用職員	1.1875月 (0.0125)	1.1875月 (0.0125)	2.375月 (0.025)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

⑦条例で引用している学校教育法の条項番号を変更します。

【施行期日】

①から④までについては公布の日、⑤から⑦までについては令和 8 年 4 月 1 日

【適用期日】

①及び③については令和 7 年 4 月 1 日、④については同年 1 2 月 1 日